

水産政策審議会
第 2 7 回総会議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第27回総会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 令和5年9月29日（金）14時30分

閉会 令和5年9月29日（金）14時58分

2 場 所

農林水産省本館7階 講堂

3 出席した委員の氏名（敬称略）

（1）委員（会場）：14名

青木健治	阿部絹子	伊藤保夫	及川晋	神吉佳奈子	木村伸吾
佐々木貴文	武井ちひろ	波積真理	細谷恵	町野幸	三浦秀樹
山川卓	渡部完				

（2）委員（ウェブ）：4名

阿部国雄 定池祐季 高松美津枝 東村玲子

4 水産庁側出席者

鈴木農林水産副大臣 森水産庁長官 藤田水産庁次長 山口漁政部長
魚谷資源管理部長 坂増殖推進部長 田中漁港漁場整備部長 河村漁政課長
河嶋企画課長 水川管理課長 諸貫漁場資源課長 中村計画課長
山下企画課水産業体質強化推進室長 永田管理調整課資源管理推進室長
成澤国際課かつお・まぐろ漁業室長

5 議事

別紙のとおり

目 次

1 開 会

2 挨 拶

3 委員の紹介

4 水産政策審議会の概要説明

5 議 事

(協議事項)

(1) 会長の選任について

(2) 会長代理の指名について

(3) 分科会及び部会に属すべき委員・特別委員の指名について

(4) 水産政策審議会議事規則の一部改正について

(報告事項)

分科会及び部会の調査審議について

(その他)

6 閉 会

○漁政課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより水産政策審議会第27回総会を開催させていただきます。

私は、本日の事務局の司会を当面担当させていただきます漁政課長の河村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会はウェブ会議形式と御参加いただくという併用の形で参加いただくということになってございまして、御発言される際には、事務方の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただきまして、それから御発言いただくようお願いいたします。

また、オンラインで参加されている方々におかれましては、御発言の際は、ウェブ会議システム上で挙手ボタンをクリック、またはチャット欄に御記入いただきまして、発言の意思表示を頂き、会長からの指名を受けて御発言いただくようよろしくお願いいたします。

また、御発言されるまでの間は、音声はミュートに設定いただきまして、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

また、音声トラブル等がある場合は、ウェブ会議システムのチャットで事務局までその旨お知らせいただければと思います。

続きまして、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、総会の定足数は過半数とされております。本日は、総会の委員22名中、ウェブによる参加者を含めまして18名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日は会場にお越しいただいている方々が14名、ウェブ会議で参加されている方が4名となっております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして、御説明申し上げます。

水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして会議は公開とされておりまして、傍聴者がお見えになっております。

また、同規則第9条第2項に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様に議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして鈴木農林水産副大臣より御挨拶を申し上げます。鈴木副大臣、よろしくお願いいたします。

○農林水産副大臣 改めまして、皆さん、こんにちは。農林水産副大臣の鈴木憲和です。

また、今日はウェブで御参加の皆さんもこんにちは。こっち向いて手を振ればいいんですかね。

今日は、委員の皆様方におかれましては、本当にそれぞれお忙しい中、また、遠方からも御出席を頂きまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

特に遠方から来られた佐々木先生始め、また石巻からも及川さん、ありがとうございました。

本日の審議会は、本年8月の委員改選後初めての開催となりまして、会長の選任を始め、また分科会をどのように進めていくかなどについて、本日、決めていただくというふうにお伺いしております。

是非、今後、活発に御議論を頂いて、日本の水産政策、しっかりと持続可能な形で前に進められるように、委員の皆様方の御指導を心からお願いをしたいというふうに思っております。

我が国を取り巻く水産業、現実には結構厳しいものがあるというふうに感じております。

私は地元が山形県なのですが、酒田の港から出航するイカ釣り漁船の皆さんにお伺いをして、この気候変動の影響もあった漁場で、なかなか思ったように揚がるような時代ではなくなっているということもお伺いをします。また、それ以外にも燃料の高騰を始め、実際に経営をしていらっしゃる皆様は大変厳しい現実もあるのではないかとこのように思っています。

さらに、これらに対応するために水産業の成長産業化を図るということで、昨年3月に閣議決定された基本計画に則って、科学的知見に基づく資源管理の着実な実施、そして、スマート水産業の活用、また、海業の推進などによって漁村の活性化なども水産庁としては図っているところであります。

また、ALPS処理水の放出に伴って、特に中国を始めとして、一部の国においては極めて非科学的で、私たちとしては納得のいかない輸出を停止するといったような措置もしている国もあります。大変遺憾でもありますし、また、その結果によって、私たちの地元の日本の水産業に影響が大きく生じるということがあってはならないということを心にしながら、政府としてはしっかりとした対策を講じていって、この危機を乗り越えてまいりたいというふうに思っております。

私も先週、実はニューヨークに出張させていただきました、国連総会の折に、日本の水産品のPRを北米向けにきちんとやろうじゃないかということをやらせていただきました。

現場で、ニューヨークでお話を聞いた限り、日本の水産品、少しずつですけれども、アメリカの東海岸で日本からの輸出というのがどんどん伸びているという状況にあります。

いろいろなことが、今まで守ればよいという世界からもっとチャンスが広がっていくのではないかと世界に変わりつつあるというのも、現実として私は目の当たりにしてまいりましたので、そういった観点からも、是非ここにいらっしゃる委員の皆様方に御指導いただけたら大変有り難いなというふうに思います。

最後になりますけれども、日本の食を正に担うのは、現場で働いていただいている一人一人の皆さんであるというふうに思いますので、そういう皆さんの納得がいくような、そして、またそれが結果として消費者の皆さんに喜んでいただけるようないい政策ができるように、委員の皆様方の御指導、心からお願い申し上げまして、冒頭、私からの御挨拶と御礼というふうに代えさせていただきます。どうか、これからよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○漁政課長 鈴木副大臣、ありがとうございました。

誠に恐縮でございますが、鈴木副大臣におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。

(農林水産副大臣 退室)

○漁政課長 今日には報道のカメラの方はおられないと思いますが、カメラはここまでということにさせていただきたいと思います。

本日は委員改選後の初めての審議会となりますので、会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただければと思います。

まず、議事次第でございます。次に、配布資料一覧ございまして、右肩に資料番号が記載されておりますが、資料１－１といたしまして水産政策審議会の委員名簿、１－２といたしまして特別委員名簿、資料２－１といたしまして審議会の概要、資料２－２といたしまして審議会の構成、資料３－１といたしまして企画部会委員・特別委員の名簿、３－２といたしまして地球環境小委員会の委員・特別委員の名簿、資料３－３といたしまして資源管理分科会の委員・特別委員の名簿、資料３－４といたしまして漁港漁場整備分科会の委員・特別委員の名簿、資料４といたしまして水産政策審議会議事規則の一部改正について、最後に資料５といたしまして分科会・部会の調査審議一覧がございますが、皆さん、資料、お手元でございますでしょうか。ない場合がございましたら、挙手などで教えてい

ただければと思いますが、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、私から資料１－１委員名簿に沿いまして委員の皆様方を御紹介させていただければと思います。

名簿の順に御紹介申し上げますが、会場の皆様におかれましては御着席のままお願いできればと思います。

それでは、会場の皆様の委員から御紹介申し上げます。

青木健治委員でございます。

阿部絹子委員でございます。

伊藤保夫委員でございます。

及川晋委員でございます。

神吉佳奈子委員でございます。

木村伸吾委員でございます。

佐々木貴文委員でございます。

武井ちひろ委員でございます。

波積真理委員でございます。

細谷恵委員でございます。

町野幸委員でございます。

三浦秀樹委員でございます。

山川卓委員でございます。

渡部完委員でございます。

続きまして、ウェブで御参加されている委員の皆様を御紹介申し上げます。

阿部国雄委員でございます。

定池祐季委員でございます。

高松美津枝委員でございます。

東村玲子委員でございます。

なお、名簿にございます工藤貴史委員、橋本博之委員、山本徹委員、齋藤徹夫委員におかれましては、本日、御欠席ということで御連絡を頂いております。

次に、特別委員でございますが、本日の総会には御出席をお願いしておりませんが、お配りをしております資料１－２の皆様には御就任を頂いております。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部の紹介をさせていただきます。

水産庁長官、森でございます。

水産庁次長、藤田でございます。

漁政部長の山口でございます。

資源管理部長の魚谷でございます。

増殖推進部長の坂でございます。

漁港漁場整備部長の田中でございます。

企画課長の河嶋でございます。

管理調整課長の水川でございます。

漁場資源課長の諸貫でございます。

計画課長の中村でございます。

企画課の水産業体質強化推進室長の山下でございます。

管理調整課の資源管理推進室長の永田でございます。

国際課のかつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

それでは、続きまして、新しく委員に御就任いただいた方もおられますので、審議会の概要について御説明をいたします。

資料の２－１、「水産政策審議会の概要」を御覧ください。

この水産政策審議会は、水産基本法に基づきまして設置されている審議会でございます。

基本法の規定によりまして、審議事項のほか、この「権限」のところの（２）に書いてございますように、漁業法、漁港漁場整備法、その他の水産関係の法令の規定によりまして、その権限に属せられた事項を処理することとなっております。

委員は、農林水産大臣が任命し、任期は２年となっております。

また、審議会の会長は委員の互選によりまして選任し、会長代理は会長が指名することとなっております。

また、特別委員につきましては、学識経験者の中から農林水産大臣が任命いたします。

水産政策審議会には、５にあります分科会として資源管理分科会と漁港漁場整備分科会の２分科会、その下に、６ですが、部会として企画部会と資源管理分科会にくろまぐろ部会及び資源管理手法検討部会がございます。それぞれの分科会及び部会の審議内容等につきましては、資料２－２で御確認願います。

また、資料２－１に戻りまして、議事につきましては、７にありますとおり、定足数は委

員の過半数、議決については出席委員の過半数とされておりまして、会議は原則公開となっております。

それでは、議事に入らせていただきます。

既に御案内しておりますとおり、この審議会の総会が終わりましたら、3時15分から企画部会を開催させていただきます。

本日、大変立て込んだ予定となっております、誠に恐縮ではございますが、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

また、後ほど互選によりまして選任されます会長から、皆様方には分科会及び部会への所属について委嘱があらうかと思えます。

企画部会への所属となりました委員におかれましては、この総会終了後につきましても、引き続き御対応のほどよろしくお願いいたします。

では、初めに協議事項の（１）会長の選任についてでございます。

先ほど概要で説明を申し上げましたとおり、会長の選任につきましては、水産政策審議会令第4条第1項の規定によりまして委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

三浦委員、お願いします。

○三浦委員 これまで本審議会の会長代理を務めておられました佐々木委員に会長をお願いしてはいかがかと思えます。よろしくお願いいたします。

○漁政課長 ただいま三浦委員から佐々木委員を推薦する御発言がございましたが、その他、御発言ございませんでしょうか。

御異議がないということで、佐々木委員を会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○漁政課長 ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、それでは、佐々木委員に会長に御就任いただきまして、これからの議事進行をお願いしたいと思います。

佐々木委員、どうぞ会長の席に御移動をお願いいたします。

○佐々木会長 それでは、会長の就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび皆様方からの御推薦によりまして大役を仰せつかりました北海道大学の佐々木と申します。皆様、改めましてよろしくお願いいたします。

冒頭にも鈴木副大臣からお話がありましたように、水産業は食料供給産業としての重要な使命を担っております。

また、昨今の国際情勢の厳しさ・不安定性もあり、食料の安定供給を通して国民の暮らしを守るという使命も果たしていく必要が求められております。

ですので、この水産政策審議会の審議事項はますます重要性を帯びていくだろうというふうに考えております。

委員の皆様の御協力を頂きまして、有意義な議論・審議を行っていただければと願っておりますので、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

では、着席させていただきます。

議事を進行させていただきます。

協議事項（２）会長代理の指名についてですが、水産政策審議会令第４条第３項の規定によりますと、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」とされております。つきましては、私の方から山川卓委員に会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○佐々木会長 異議なしの声を頂きました。御賛同、どうもありがとうございます。

では、山川委員を会長代理に指名させていただきます。山川委員、何とぞよろしくお願いいたします。

次に参ります。協議事項の（３）分科会及び部会に属するべき委員・特別委員の指名についてですが、私といたしましては、資料３として分科会及び部会ごとの事務局案が配布されておりますので、この事務局案のとおりにしたいと考えておりますが、御異論ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○佐々木会長 ありがとうございます。それでは、そのようにお願いしたいと思います。

先ほど事務局からも御説明がありましたように、企画部会の所属となりました委員の皆様方におかれましては、この後に開催されます部会もよろしくお願いいたします。

次に、協議事項（４）水産政策審議会議事規則の一部改正についてですが、まず初めに、水産政策審議会議事規則の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

○漁政課長 改めまして、漁政課長でございます。御説明させていただきます。

資料４を御覧ください。水産政策審議会議事規則の一部改正についてでございます。

今回、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律とプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定等に伴いまして、この規則の改正について協議をお願いするものでございます。

まず、議事規則第6条の関係でございます。

現行制度におきましては、漁港漁場整備法に基づく命令等によりました漁港管理者の処分につきましては、農林水産大臣に対して審査請求を行うことができまして、当該審査請求があったときは、水産政策審議会の意見を聞いて裁決を行うという特例が漁港漁場整備法に規定されておりました。

しかし、平成26年に行政不服審査制度の見直しによりまして、一般法として行政不服審査法ができまして、この規定に沿った手続によっても漁港管理者の処分を申し立てるとか、手続保障に欠くところがないということを踏まえまして、今年5月に成立いたしました漁港漁場整備法等の一部改正法によりまして当該特例が廃止されましたために、審議会の会議を非公開とする例示となり得なくなることから、議事規則第6条から削除するものでございます。

次に、議事規則第10条の関係でございます。

一部改正法におきましては、漁港の利用形態の変化に応じまして、漁業の拠点としての機能に加えて、水産物等の地域資源を活用した取組を行う場として有効活用を図り、水産業の健全な発展、水産物の供給の安定に寄与する事業であります漁港施設等活用事業というものを新たに位置づけました。

このことに伴いまして、現行の法律の名称で表現されない活用みたいな部分がございますので、「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に法律名が改められることとなっております。

また、漁港施設等活用事業を推進するに当たりまして、農林水産大臣が策定する漁港施設等活用基本方針につきましては、当該基本方針を策定する際に、水産政策審議会の議を経ることとしてございます。

このため、漁港漁場整備分科会が漁港の活用についても所掌することとなりますので、分科会の所掌事務を網羅的かつ端的に表現するため、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令におきまして、水産政策審議会令第5条に定められております「漁港漁場整備分科会」の名称も「漁港漁場分科会」に改正されることとなっております。このため、議事規則第10条におきましても同

様に改正を行うものでございます。

なお、整備政令につきましては、公布が10月となっておりまして、現時点では同整備政令案のとおり公布されることを前提条件として御相談するものでございます。

最後に、議事規則第11条の関係でございますが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が昨年4月1日に施行されているところでございます。

この法律は製品の設計からプラスチックの廃棄物の処理までに関わる法律となっておりまして、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するための措置を講ずるものでございます。

この水産政策審議会との関係で申し上げますと、これは大体年間250トン程度というようでございますが、プラスチックを多く排出する漁業、養殖業者に対しましては、主務大臣が勧告を行うことができまして、当該勧告を受けてなお勧告に係る措置を採らなかった場合においては、同法の第46条第5項に基づきまして、プラスチック使用製品、産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し、必要な措置を採るべきものの命令を行う際、水産政策審議会、環境省の中央環境審議会、経済産業省の産業構造審議会の意見を聴くということとされてございまして、この意見聴取について、企画部会の調査審議事項として第11条第2項に基づき追加するということ、さらに、第3項に追加することで、企画部会の議決をもって審議会の議決とするというふうにいたしたいと思っております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、水産政策審議会議事規則の一部改正につきましては、原案どおり議事議決するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、そのように決定をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告を希望する事項が1件ございます。分科会及び部会の調査審議について、事務局から御報告をお願いします。

○漁政課長 漁政課長でございます。

それでは、資料５、分科会及び部会の調査審議一覧を御覧いただければと思います。

前回の総会、昨年３月１０日でございますが、これ以降に開催されました分科会及び部会における調査審議の内容につきまして御報告を申し上げます。

まず、１ページ目から６ページ目でございますが、資源管理分科会につきましては、昨年３月１７日から１０回にわたりまして御審議が行われております。

右側の欄にそれぞれの調査審議内容が書かれてございますが、資源管理分科会の所掌に属するとされておりました各個別法に基づく事項につきまして調査審議を頂いたというところでございます。

それから、７ページ目、８ページ目でございますが、資源管理分科会に設置されました資源管理手法検討部会が、昨年３月１７日から本年８月７日までの間１２回開催されております。

また、９ページ目でございますが、漁港漁場整備分科会につきましては、昨年３月１０日から本年７月５日までの間に４回開催されておりました、策定された漁港漁場整備長期計画の推進に向けた対応を中心として御審議を頂いております。

次に、１０ページ目でございますが、企画部会につきましては、昨年３月１０日から７回開催されておりました、主に水産白書の検討を中心に御審議を頂いております。

最後に、１１ページ目でございますが、企画部会地球環境小委員会につきましては、昨年６月２１日から３回、食料・農業・農村政策審議会、企画部会地球環境小委員会、同じく林政審議会の地球環境小委員会と合同で開催されておりました、みどりの食料システム戦略の推進方向等につきまして、調査審議が行われております。

以上でございます。

○佐々木会長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局から御説明に関しまして何か御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

御意見はないようですね。よろしかったですね。

ありがとうございます。

では、特にないようですので、本日の議事の最後になりますが、その他に入らせていただきたいと思います。

何か委員の方々から御発言等ございますでしょうか。

よろしいですか。

では、特にないようですので、事務局の方から何かございますでしょうか。

○漁政課長 漁政課長でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、この後、3時15分から企画部会を開催いたします。企画部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木会長 どうもありがとうございます。

それでは、以上で本日予定しておりました議事につきましては、全て終了となります。これをもちまして、本日の第27回水産政策審議会総会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。